

## 地方創生の推進に関する提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 地方版総合戦略の確実な推進

(1) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、関係省庁が連携して実効性のある取組を早急に実施すること。

(2) 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。

また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。

(3) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。

(4) 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。

(5) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

(6) 自治体SDGsモデル事業を拡充するなど、地方創生に資するSDGsの達成に向けた取組に対し、更なる財政支援を行うこと。

### 2. Society 5.0の実現とスマート自治体の推進

(1) AI等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々

な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でS o c i e t y 5.0 が実現できるよう、5 G ・光ファイバ等の I C T インフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

- (2) 都市自治体の業務の効率化の推進に向けたシステムの標準化については、個々の自治体の負担を軽減し、コスト削減を図りながら、すべての都市自治体が円滑に実施できるよう、国が主導して制度的枠組みを構築すること。

### 3. 少子化対策、子ども・子育て支援の充実

- (1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

- (3) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

また、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分を撤廃すること。

- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題に対し、P D C A サイクルを行う「幼児教育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費や追加のシステム改修費に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

(5) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。

(6) 「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、同プランの後継プランを策定する等、令和3年度以降も引き続き支援策を講じること。

さらに、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

(7) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

(8) 児童虐待防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。

特に、子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象事業の拡充等、十分な財政措置を講じること。

(9) すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、必要な財政措置を講じること。

(10) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(11) 子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

また、各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の平成30年度からの廃止に留まらず、すべての地方単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

(12) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保すること。

(13) 不妊症・不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

また、特定不妊治療費助成事業について、対象範囲の拡大や補助額の引上げなど、支援措置を拡大すること。

#### 4. 地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、多極分散型国土の形成を促進すること。

また、政府関係機関の地方移転について、国が主体的に取り組み、早期に実施すること。その際、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充するとともに、地方移住希望者に対する就業支援や移住に伴う経済負担等の軽減などにより、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。また、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。

(3) 地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業について、更なる要件緩和を図ること。

(4) 地域おこし協力隊について、応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。

(5) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。

(6) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。

(7) 新型コロナウイルス感染症によって、建設業や製造業等において、輸入

部品や資材等の調達に滞り生産体制に深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本での代替生産などを行う企業等に対する支援制度を創設するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。

- (8) 高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。
- (9) 地方大学・地域産業創生交付金事業について、認定基準を緩和するなど、地域の実情を踏まえ、柔軟な制度運用を図ること。
- (10) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の更なる拡充を図ること。

## 5. 地域経済活性化

- (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
- (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
- (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチングや税財政措置の拡充など幅広い支援を行うこと。
- (4) 地域経済循環創造事業交付金について、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
- (6) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等の創業予定者に対する支援策を拡充すること。
- (7) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体の実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失

業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

- (8) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (9) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を拡充すること。
- (10) 農業次世代人材投資事業については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減など、事業の拡充や運用改善を図ったうえで、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう地方の実態に即した十分な予算を確保すること。
- (11) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。
- (12) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (13) 中山間地域や「水源の里」(限界集落)をはじめとする農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域への財政措置を講じること。

- (14) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組ができるよう支援措置の拡充や事務の簡素化等の運用改善を図ったうえで、十分な予算を確保すること。

- (15) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。
- (16) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成など、支援措置を拡充すること。
- (17) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (18) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。
- (19) 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。
- (20) 森林経営管理制度を生かし、林業の成長産業化を進めるため、国産材の利用拡大を推進すること。  
特に、CLTの普及、住宅における木材利用の促進及び公共施設をはじめとした非住宅建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。  
また、新たな木材需要に対応するため、木材加工流通施設の整備など関連産業を支援すること。
- (21) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援など、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (22) 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援等交付金を拡充すること。
- (23) 地域運営組織が自主的に地域の課題解決のための様々な活動に取り組むことができるよう、十分な財政支援を行うとともに、法人制度のあり方についても検討すること。
- (24) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
- (25) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。  
特に、観光施設等における多言語対応や無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。  
また、訪日誘客支援空港の認定に伴う支援を継続するとともに、免税制度及びCIQ体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
- (26) 民泊事業については、騒音など生活環境の悪化に対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。
- (27) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境

改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、港湾を核とした観光振興に資する取組を推進すること。

(28) 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。

(29) 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置を拡充するとともに、発電事業者の参入促進と開業後の安定的な事業運営に資するため、送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。

## 6. 安心安全な暮らし

(1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、在宅医療・介護連携体制整備の充実を図るため、市町村間、各種医療機関、介護事業所間等の多職種連携強化に向けた財政措置や支援策を講じること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所等の施設整備や安定的な運営が維持できるよう財政措置を講じること。

さらに、かかりつけ医が本来の機能を果たすために、その定義・機能について患者等に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

(3) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

(4) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・



定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

(5) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(6) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

(7) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(8) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。

また、助成対象者の拡大を図るとともに、毎年度の助成内容を早期に明示すること。

(9) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(10) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、令和4年度以降も期限を延長すること。

(11) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置に

よる十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

(12) 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

(13) 地域活性化に資する道の駅の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、防災拠点としてその機能を強化するため、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

また、防災道の駅については、現在建設中の道の駅も認定の対象とするとともに、整備に係る財政措置を講じること。

(14) 国鉄の分割・民営化に際し、J R北海道等は、営業損益で赤字が生じることが見込まれたことから、経営安定基金が設置され、その運用益をもって営業損失を補填することとされた。

しかし、同基金の運用益は当初の想定に比し大幅に減少し、J R北海道等は大変厳しい経営状況に立ち至っている。

このため、安全投資等を十分に行うことができず、さらに、人口減少等により、利用客の減少に歯止めがかからないなど、その経営はますます厳しいものとなっている。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となるJ Rの全国鉄道網を維持するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく支援の継続をはじめJ R北海道等の経営再建を積極的に支援すること。

(15) 空き家の発生抑制に資する税制上の優遇措置や相続登記の義務化等を検討すること。

(16) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(17) 特定空家等の円滑な除却に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、様々

な地域の特性に応じた取組事例や課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

- (18) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。
- (19) 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化等の都市再生関連施策については、財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。
- (20) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (21) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化に係る財政措置を拡充すること。
- (22) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I C カードの普及等を図ること。
- (23) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (24) 離島航路におけるジェットフォイルの更新には膨大な建造費を要することから、新船の建造自体が消滅の危機に瀕している。

しかし、ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

## 7. 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等

- (1) 大会の開催効果を波及させるため、スポーツ・文化施設等の整備等について、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 大会終了後においても継続してホストタウンの取組を行えるよう、引き続き財政措置を講じること。

## 8. 地方創生を実現する財源充実

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

(2) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

# 真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

特に、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直しを図ること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

また、地方分権改革の今後の方向性を定めるに当たっては、地方の意見を十分に反映するとともに、提案募集方式の見直しを行う際は、地方の意欲と知恵を十分活かせるよう制度を拡充すること。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲に

よる国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。
6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
7. 国の出先機関改革については、地域の実情に精通している都市自治体と十分協議を行うこと。また、事務権限を移譲する場合は、税財源と一体的に移譲するとともに、人員の移管について都市自治体と十分協議すること。
8. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。  
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。  
なお、新たに中核市の指定要件を満たした市が円滑に中核市へ移行できるよう、十分な支援措置を講じること。
9. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。  
また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

10. 定住自立圏及び連携中枢都市圏の対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。
11. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定するものであるが、地域手当については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の支給基準を踏まえた支給割合としている。しかし、国の基準は、各地域の実情が必ずしも踏まえていないため、地域手当のあり方について、地域の一体性も考慮した支給率となるよう、見直しを行うとともに、10年ごととされている見直し期間の短縮を図ること。  
また、地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として利用するなどにより、国による一方的な地方公務員給与削減要請を行わないこと。
12. 会計年度任用職員制度の施行について、すべての地方公共団体が法改正の趣旨を踏まえ、円滑な運用ができるよう、適正な勤務条件の確保に必要な手当や給与などの更なる増加について、引き続き財源を確実に確保すること。
13. 道州制については、国民生活に多大な影響を与えるものであることから、検討状況や改革後の姿等について情報を広く公開し、都市自治体及び国民に不安が生じることのないようにすること。
14. 合併推進債については、災害による事業の延期や、近年の著しい建設コストの増に伴う入札の不調等により、事業の大幅な遅れが生じている実情を踏まえ、その発行期限を延長すること。また、合併市町村の実情に即した支援を行うこと。
15. 地域社会や地方自治振興における重要な役割を担う自治会・町内会等への加入促進を支援するとともに、過疎化が進む地域の実態を踏まえ、認可地縁団体の構成要件を緩和すること。
16. 国の遊休施設を都市自治体が無償で利用できるようにすること。

## 情報通信基盤の整備推進等に関する提言

Society 5.0 を日本全国で促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現するため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 5Gの全国展開などSociety 5.0の実現に向けて、光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、未整備地域の整備が促進されるよう、新たな支援措置を講じること。

また、情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対して財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう、要件の緩和を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対して財政措置を講じるとともに、電柱共架料の負担軽減措置を講じること。

3. 都市自治体が運営するケーブルテレビ局の経営の安定を図るため、支援措置等を講じること。

また、ケーブルテレビ施設でのHFC方式からFTTH方式への更新に対して財政措置を講じること。



## 安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による問題の早期解決について、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、特定失踪者をはじめ行方不明となっている方々の問題が早期に全面解決するよう、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。
2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、一層の機能増強等を図ること。
3. 有事における危機管理体制について、地方公共団体及び関係機関が取るべき具体的対応を明確化すること。
4. 防衛施設周辺の生活環境の整備等について、地域の実情に応じ、補助対象を拡充する等、支援制度の充実を図ること。
5. 米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害等が解消されるよう必要な措置を講じること。  
また、騒音被害等が解消されるまでの間についても、騒音測定器の客観的数値による騒音の状況などを踏まえ、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を速やかに講じること。  
さらに、オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重すること。
6. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を改正し、合法ハーブ等と称して販売

されている薬物（いわゆる危険ドラッグ）等について、青少年の薬物乱用及び暴力団による密売等に対する取締体制を強化すること。また、危険ドラッグ等の危険性・有害性について国民への啓発を強化すること。

7. 市民生活の安全・安心を確保するため、防犯カメラの設置について財政支援措置の拡充を図ること。

8. 犯罪被害者等給付金を早期に支給できるよう運用の改善を図ること。

9. 自転車と歩行者との事故・トラブル等の増加に対応するため、自転車利用者に対する道路交通法に基づく指導、取締りを強化すること。

10. 高齢ドライバーが加害者となる交通事故が頻発する中、ブレーキと誤ってアクセルを踏み込んだ際の急加速を防ぐ等の機能を持つ後付けの安全運転支援装置の設置に係る経費について、補助金制度の事業の継続や制度の充実を図ること。

## 住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。また、都市自治体が行う個人情報保護が必要となる事務についても、適切な運用が行えるよう、必要な措置を講じられたい。

1. 戸籍謄本及び住民票の写し等の不正請求について、一層の罰則強化等を行うなど、更なる防止策を講じること。
2. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について財政措置を講じること。

## 人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、あらゆる差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、差別等による人権侵害を把握し、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. 人権啓発活動地方委託事業の予算を拡充するとともに、部落差別やLGBT、インターネット上における人権侵害などに対応するため、様々な人権啓発活動の取組に必要な経費について地方財政措置を拡充すること。
4. インターネット上における人権侵害を防止するため、より実効性のある制度を確立すること。  
また、事業者が行うマンション開発の候補地調査等においては、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。
5. 人権擁護委員や保護司会活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保のほか、これら活動への理解が促進されるよう積極的な周知を図るなど、必要な措置を講じること。

# 北方領土の早期返還、竹島に関する 啓発活動等の推進に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する啓発活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形で北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を早急に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

## 2. 竹島に関する啓発活動等の推進について

竹島問題に関して毅然とした対応を取るとともに、竹島等の国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動を行うこと。

## 地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び財政措置の拡充を図るとともに、最新技術を活用した効率的調査方法の検討、導入を図ること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。  
また、現在行われている各種統計調査については、調査項目の精査やA Iの活用などにより調査事務を省力化し、調査員の確保や活動環境の整備等を図るとともに、公表の仕方についても見直しを図ること。
3. 所有者不明不動産については、所有者とその所在を明確化するため、相続登記等のあり方について検討すること。  
また、相続放棄財産については、帰属先が早期に確定されるよう、必要な措置を講じること。

## 選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 参議院選挙制度については、合区を固定化することなく、次回の通常選挙までに、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。
2. 都市自治体内において衆議院小選挙区が分割されていることにより、地域の一体感の阻害、選挙事務の非効率などを招いていることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。
3. 国政選挙及び地方選挙において、選挙の正確性・迅速性が確実に確保できるよう、選挙備品等の導入に対する財政措置の拡充を図ること。
4. 地方選挙において無投票当選した際の選挙公報の発行のあり方について、地方自治の確立に向けて、有権者が立候補者の公約を知る機会を確保するための仕組みを構築すること。

# 都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のための適切な措置を講じられたい。

## 1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。
- (4) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

## 2. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の努力への配慮等

法人住民税法人税割の交付税原資化については、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

また、この措置は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、この措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある措置とすること。

さらに、国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

## 3. 固定資産税の安定的確保等

- (1) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サー



ビスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (2) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。
- (3) 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから、「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。

#### 4. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税している。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

#### 5. 森林環境税及び森林環境譲与税の周知等

令和2年度から森林環境譲与税が増額されるとともに、今後、令和元年度の活用状況が公表される中において、国においては、森林が果たしている公益的機能について、広く国民に周知・広報を行うこと。

また、森林環境譲与税の譲与基準については、各市区町村の活用状況などを踏まえ、必要な検討を行うこと。

## 6. 国際観光旅客税収の地方への配分

国際観光旅客税については、これまでも地方団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方団体に配分するよう検討すること。

## 7. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等においては、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

## 8. ふるさと納税制度等の改善

- (1) ふるさと納税については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税から控除するのではなく国税で対応するなど、制度の改善を図ること。
- (2) 企業版ふるさと納税については、全国の自治体が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和を行うなど、制度の改善を図ること。

## 9. 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

大都市等は、事務配分の特例により都道府県から移譲されている事務・権限を担っているが、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

## 10. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 法人住民税の中間納付制度による還付加算金については、都市自治体への財政負担が大きい。このため、金融情勢を踏まえた利率に見直すこと。
- (2) 都市自治体において外国人労働者への課税及び徴収が適切に行うことができるよう、制度的枠組みを構築すること。

## 11. 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

## 地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 令和2年度の税収見通しは、感染症拡大の影響により大幅に減少することが想定され、個別の自治体ごとでも、推計基準税額と課税実績額との間に大きな乖離が生じることが想定されるため、減収補てん債の対象税目を拡大すること。

4. 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

5. 特別交付税の算定に当たっては、普通交付税の算定において捕捉しきれない個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

## 国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3. 人口減少社会を踏まえた公共施設の集約化や転用による有効活用をスムーズに進めることができるよう、国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

## 地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業については、引き続き充実強化することが必要であるため、地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に事業を実施できるよう期限を延長すること。
5. 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、引き続き十分な財源を確保すること。  
また、災害対応の中心施設となる庁舎の建替えや耐震化等について、市町村役場機能緊急保全事業の期間を延長するとともに、財政措置を拡充すること。

## 安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

また、地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであること。

2. 地方の行財政改革により生み出された財源は地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。

3. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。

4. 新たな制度の創設や見直しに当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

また、地方に事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。



## 地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

2. 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年度第2次補正予算によって増額されたところであるが、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するため、自由度の高いものとするとともに、配分については、地域経済を支える団体の取組は広範多岐にわたることから、都市自治体の意見を踏まえた配分を行うこと。

## 介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化するとともに、交付基準を地域の実態を勘案して適切に見直すこと。

### 2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

### 3. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、認知症高齢者が増加する中、在宅での生活が困難な低所得の認知症高齢者の入居が見込まれることから、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

### 4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、在宅医療・介護連携体制整備の充実を図るため、市町村間、各種医療機関、介護事業所間等の多職種連携強化に向けた財政措置や支援策を講じること。

- (2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保健師等の専門職の必要な人員の確保や人員配置基準の見直し、研修体制の見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。
- (3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。
  - 1) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。
  - 2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講じること。
  - 3) 介護用品支援事業について、継続して地域支援事業（任意事業）の対象とすること。

## 5. 次期制度改正について

- (1) 次期制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

また、準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

## 6. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、国の責任において十分

な財政措置を講じること。

- (2) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (3) 介護福祉士の国家試験について、現行制度を十分に検証し、志願者に過度の負担とならないよう、実態に即した見直しを行うこと。
- (4) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。
- (5) 介護療養病床・医療療養病床から介護医療院への転換について、経過措置期間内に円滑に転換できるよう、引き続き都市自治体や医療機関の意見を尊重し、財政支援等の必要な支援策を講じること。

## 7. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 保険料特別徴収について、老齢厚生年金を対象として追加すること。

## 8. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。
- (2) 地域やサービスの実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (3) 介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。
- (4) 介護予防支援に係る報酬について、業務の委託が促進されるよう増額を行うこと。
- (5) 地域区分について、地域の実情に即したものとすること。

## 9. 大規模自然災害の被災者に対する支援について

大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的

な負担を軽減するため、介護保険における一部負担金等の免除措置について財政措置を講じること。

#### 10. その他

- (1) 住宅改修費の助成について、地域の特性に応じた設定とすること。
- (2) 混合介護について、実態を把握するとともに都市自治体が事業所に適切な指導等が実施できるよう引き続き課題の整理を行うこと。
- (3) 認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求について、支援制度を創設すること。
- (4) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。

# 国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 医療保険制度改革について

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。
- (2) 今後の制度の見直しにおいても、都市自治体と引き続き十分協議し、その意見を反映するとともに、以下の点について留意すること。
  - 1) 市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
  - 2) 被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
  - 3) 事務の標準化・広域化に伴う電算システムの改修経費等について、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
  - 4) 被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

## 2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降投入する公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料が上昇する都市に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
- (3) 各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成

に係る減額措置の平成30年度からの廃止に留まらず、すべての地方単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

また、同事業の重要性や必要性にかんがみ、全国一律の制度として早期に国において制度化するとともに、制度化実現までの間、十分な財政措置を講じること。

- (4) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保すること。
- (5) 政府の審議会等において、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分によりインセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成30年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わないこと。
- (6) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も高額薬剤の保険適用や医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別財政支援を講じること。
- (7) 保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、地域の実情に応じた適切な評価指標となるよう見直すとともに、支援総額の拡充を図ること。
- (8) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (9) 特定世帯及び特定継続世帯に係る保険料（税）の軽減について、国において財政措置を講じること。
- (10) 特定健康診査・特定保健指導について
  - 1) 特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう、事業所や医療機関と保険者との連携の促進、保健師の確保やシステムの整備等に係る財政措置をはじめ、事務費も含めて健診に要した経費については補助対象とし、十分な支援策を講じること。

また、労働安全衛生法に基づき事業主が実施している定期健康診断の国民健康保険被保険者の受診結果について、保険者からの求めによらず、保険者へデータが提供されるよう制度化すること。

2) 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、医療機関等に積極的に情報提供を行うとともに、都市自治体が独自に実施している取組について財政支援措置を講じること。

3) 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価について、実態に即した見直しを行うこと。

また、都市自治体が地域の実態に合わせて追加している検査項目を国庫補助の対象とすること。

(11) 糖尿病性腎症重症化予防の取組については、専門機関との連携や十分な体制づくりが不可欠であるため、積極的な支援を講じること。

(12) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、数量シェア目標値の達成に向けて関係機関への協力依頼を行うなど、必要な措置を講じること。

(13) 支障なく予算編成を行えるよう、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数の提示時期を早めること。

(14) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。

(15) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

(16) 保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

(17) 外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備として、資格の管理、海外療養費、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等の国外において発生した事由に基づく保険給付事業について、適正に執行できるよう、制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。

(18) 市町村事務処理標準システムのクラウド利用を促進するため、個人情報の保護が担保されることを前提に、国が積極的に支援策を講じること。

(19) 国民健康保険事業費納付金について、年度により大幅な差異が出ることのないよう、平準化する仕組みを整備し、国保事業運営の安定化を図ること。

(20) 都道府県が示す標準保険料率の設定において、各市町村の被保険者数や所得の推計値が実際の数値と大きく乖離している等、市町村の責めに帰することができない事由により財源不足が生じた場合について、適切な財政措置を講じること。



- (21) 低所得者に対する負担軽減策として、災害、休業等の場合、当該年度の見込所得による減免制度を創設すること。
- (22) 市町村事務処理標準システムの導入を推進するため、補助年限の延長を図ること。
- (23) 支障なく予算編成を行えるよう、オンライン資格確認システム運営負担金について、保険者へ早期に提示すること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
  - また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容を早期に提示するとともに、電算システムの改修経費等に対し、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
- (2) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。
  - また、複数年金を受給している被保険者からの特別徴収については、年金保険者ではなく、受給年金額を優先すること。
- (3) 後期高齢者医療制度の窓口負担の引上げについては、必要な医療の受診抑制につながることはないよう、低所得者に十分配慮すること。
- (4) 特別徴収の対象とならない被保険者について、被保険者の希望に応じて特別徴収を可能とすること。
  - また、複数年金を受給している被保険者からの特別徴収については、年金保険者ではなく、受給年金額を優先すること。
- (5) 後期高齢者に対する保健（健診等）事業について、財政支援の充実を図ること。
- (6) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

### 4. 大規模自然災害の被災地における国民健康保険の保険料の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

また、災害等による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準を介護保険と同様とすること。

## 5. 東日本大震災関係

東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。

## 6. 新型コロナウイルス感染症関係

- (1) 保険者努力支援制度の評価指標については、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査や保険料（税）の収納率等への影響等を勘案したものとすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、新たに設けられた支給額の全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額を行うこと。
- (3) 後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブについて、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえ、適切に評価すること。

## 子ども・子育てに関する提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

- (1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。
- (2) 子育て支援に関する補助制度の創設及び実施に当たっては、都市自治体の実情や意見を十分に踏まえたうえで、早期の情報提供と準備期間の確保に配慮すること。
- (3) すべての地方自治体において努力義務とされている子育て世代包括支援センターの設置について、地域の特性が異なる地方自治体の実情を考慮し、センター未設置であってもその役割を担えている自治体については開設を必須としないなど、引き続き柔軟な運用を可能とすること。
- (4) 妊娠・出産に関する国の相談窓口を整備し、その周知を図ること。  
また、都市自治体や医療機関等における相談体制等を充実するための支援を行うこと。
- (5) 育児休業を取得しやすい環境を整備するため、その実態や課題を明らかにしたうえで、効果的な対策方針を早急に示すとともに、雇用主への財政支援等、必要な措置を講じること。  
また、育児休業制度の充実や子育て支援を目的とした企業の労働環境整備に対する支援の充実等、労働政策の観点から実効ある支援策を講じること。
- (6) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療費助成制度を創設すること。
- (7) 若年妊産婦が社会的自立を果たすため、必要な支援策を講じること。
- (8) 母子保健事業について、十分な財源を確保し、補助拡大等の措置を講じるなど、制度運用に必要な支援を行うこと。

## 2. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 子ども・子育て支援新制度に係る国の財政負担の拡充を図るとともに、制度の簡素化を図り、都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について

1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

2) 地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

3) 賃借料加算について、地域の実情に即した区分を設けるとともに、対象を拡充すること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

また、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分を撤廃すること。

(6) 障害児の受入れや適切な支援に必要な保育士や看護師等の人材確保について、十分な財政措置を講じること。

また、保育形態ごとに異なる補助事業を一本化すること。

(7) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

- (8) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した支援施策を実施できるよう、補助対象や補助基準額の拡充を図ること。
- (9) 子ども・子育て支援整備交付金の補助基準額について、実状に即した見直しを行うこと。
- (10) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。
- (11) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項を精査し、見直しを図ること。
- (12) 保育標準時間と保育短時間の区分について、一元化を含む制度の見直しを図ること。
- (13) 幼稚園における預かり保育の提供体制を確保するため、財政措置を拡充すること。  
特に、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業については、地域の実情に応じた活用が図られるよう要件を緩和すること。
- (14) 企業主導型保育事業の地域住民枠の保育料及び利用定員について、地域の実情を踏まえた設定となるよう配慮すること。  
また、同事業推進のため、新たな実施機関を選定し、速やかに実施すること。
- (15) 社会福祉施設職員等退職手当共済法に規定された社会福祉施設の対象施設として、認定こども園法第34条第1項に規定された公私連携幼保連携型認定こども園を追加すること。
- (16) 妊婦健康診査について、未受診者の解消及び産後の健康管理等を含めた検査内容の充実を図るとともに、十分な財政措置等を講じること。
- (17) 児童手当について
  - 1) 都市自治体の事務負担を軽減するとともに、十分な財政措置を講じること。
  - 2) 特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
  - 3) 資格認定のあり方について、見直しも含めて検討すること。
  - 4) 財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

### 3. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設の質の確保・向上

をはじめとする様々な課題に対し、P D C Aサイクルを行う「幼児教育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費や追加のシステム改修費に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

- (2) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
- (3) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援等、所要の措置を講じること。
- (4) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修の充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置の拡充、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃等、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。
- (5) 在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財政措置を講じること。
- (6) いわゆる幼児教育類似施設に対する支援については、P D C A協議会等において、これまでの協議や現行制度との整合性等を踏まえたうえで、実務上の課題も確認しながら、丁寧に検討すること。
- (7) 食材料費について、都市自治体や保護者等の負担軽減を図るため、必要な財政措置を講じること。
- (8) 無償化を契機に、家庭における養育が安易に放棄されることがないように、家庭での養育の重要性とともに適切な保育サービス利用に向けた啓発を行うこと。

#### 4. 保育対策について

- (1) 「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、同プランの後継プランを策定する等、令和3年度以降も引き続き支援策を講じること。

さらに、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

(2) 保育人材の育成・確保について

1) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、休暇代替保育士や事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。

3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や修学資金・就職準備金等の貸付制度の拡充等、総合的な取組を強化すること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舍借上げ支援事業の充実等、必要な措置を講じること。

(3) 保育所の適正な運営を確保し、保育の質の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を適切に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

(4) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保したうえで、十分な財政措置を講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。

また、同交付金等に係る財産処分承認基準における期間や財産処分後の事業の要件緩和について、特段の措置を講じること。

(5) 被災自治体が保育所の大規模修繕等を速やかに実施できるよう、保育所等整備交付金の国庫補助率を嵩上げすること。

(6) 認定こども園の施設整備に係る補助制度について、国の所管を一本化するとともに、財政措置を拡充すること。

(7) 保育所等における食物アレルギーへの対応を強化するため、調理員の配置基準の見直しや栄養士の配置促進等、必要な措置を講じること。

(8) 安心して子育てできる環境を確保するため、年度途中の入所予約に対応する保育士の雇用に要する費用について、財政措置を講じること。

(9) 保育所等における外国人児童の受入れのため、保育士の加配や通訳等の

確保に対する支援制度を創設すること。

- (10) キッズゾーンの設定については、取組の推進に向けた支援制度を創設すること。

## 5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

- (2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保することが可能となるよう、処遇改善事業における補助基準額を増額すること。

- (3) 学校施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進し、地域の実態を踏まえた柔軟かつ弾力的な運営が可能となるよう、建築基準法等の規制を緩和するとともに、施設整備等に係る補助対象を拡充すること。

- (4) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料の補助制度を設けるとともに、財政措置を講じること。

## 6. 地域における子育て支援拠点としての機能が十分に発揮できるよう、児童館の運営及び施設整備について、十分な財政措置を講じること。

## 7. 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。

特に、子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象の拡充等、十分な財政措置を講じること。

- (2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を講じること。



なお、中核市等における児童相談所の設置については、地域の実態を踏まえて都市自治体が必要性を判断するものであることから、設置を目指す都市自治体の後押しとなるよう、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

- (3) 都市自治体が関係機関等と緊密な連携を図ることができるよう、役割分担の明確化や転出入の際の情報提供及び引継ぎルールの一貫を図る等、必要な措置を講じること。

また、要保護児童等の情報共有システムの構築について、すべての自治体が円滑かつ確実に連携できるよう、国の責務において推進するとともに、システム改修等について十分な財政措置を講じること。

- (4) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるため、必要となる職員数を配置できるよう、十分な財政措置を講じること。
- (5) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な支援に支障を来すことがないように、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

## 8. 子どもの貧困対策の推進について

- (1) すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、必要な財政措置を講じること。

- (2) 子ども食堂の開設や運営が安定的かつ効率的に行えるよう、財政面も含めた包括的な支援制度を創設すること。

## 9. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について

- 1) 十分な財源を確保し、国庫負担割合を引き上げたうえで、支給額を増額すること。
- 2) 所得制限限度額を緩和するとともに、一部支給停止措置を見直すこと。
- 3) 児童扶養手当と公的年金の併給について、調整手続きの簡素化等を図

ること。

- (2) ひとり親家庭に対する就業支援として、雇用主に対する支援を充実すること。

また、高等職業訓練促進給付金について、支給対象期間の上限を通算3年から4年に延長するなど、国の責任において十分な財源を確保し、拡充すること。

- (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

#### 10. 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

#### 11. 新型コロナウイルス感染症関係について

- (1) 保育園の保育料等について、新型コロナウイルス感染症予防のために登園を控えた保育園児等の保護者に対する支援を更に充実すること。
- (2) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる自治体負担について、財政措置を講じること。
- (3) 学校の臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業等に関わる市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。

## 保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体のあり方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

(2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(4) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

(5) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。

(6) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないように制度を改めること。

- (7) 生活保護制度において、介護保険適用外のサービス付き高齢者住宅等の施設を居住地特例の対象とすること。
- (8) 生活保護受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について財政措置を講じること。
- (9) 冷房器具の購入に要する費用について、すべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること。  
また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。
- (10) ケースワーカーが担うべき業務を明確化したうえで、その負担軽減を図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講じること。

## 2. 生活困窮者自立支援制度について

- (1) 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。  
また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。
- (2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、十分な財源を確保すること。

## 3. 生活福祉資金貸付制度の充実・強化を図ること。

## 4. 民生委員の活動支援等について

- (1) 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、活動費を現状に見合った額とし、負担軽減を図るなど、処遇改善の措置を講じるとともに、民生委員の果たす役割について積極的な啓発活動を行うこと。  
また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。  
さらに、民生委員が円滑に活動を行えるよう、個人情報提供に係る国としての統一した見解を示すこと。
- (2) 民生委員の担い手を円滑に確保できるよう、年齢要件を見直すこと。

- (3) 民生委員の再任時における推薦調書を省略し、事務の簡素化を図ること。
5. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、請求に係る手続きを簡素化するとともに、事務費に対する財政措置を講じること。
  6. 慰霊碑等の移設や埋設に係る費用について、建立者や現在の管理状況に関わらず、補助の対象とすること。
  7. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報取扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインの作成、早期の安否確認を可能にする法整備等、必要な措置を講じること。
  8. 身寄りのない独居死亡人の遺留金等の取扱いについて、国の責任と負担において早急に制度を整備すること。
  9. 無料低額宿泊事業については、実施に当たり、都市自治体の意見が反映される仕組みとすること。
  10. ひきこもり支援について
    - (1) 都市自治体による隙間のない支援体制を整備・維持できるよう、ひきこもりサポート事業の補助を拡充すること。
    - (2) 専門医による相談体制の構築に向け、必要な措置を講じること。
    - (3) 都市自治体において積極的な支援が実施できるよう、不登校や退学等の情報共有など、行政と学校現場が連携して支援できる体制を整備すること。
  11. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう十分な財政措置を講じること。
  12. 人生100年時代を見据え、65歳以上を高齢者と呼称する定義を見直すこと。
  13. 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症が社会にもたらす影響によって就学困難や生活困窮等に陥っている市民を支援するため、国は必要な措置を講じること。

## 障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 障害者総合支援法について

(1) 都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

今後の制度見直しに当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、自治体と十分協議し、準備期間の確保、具体的で速やかな情報提供と周知、電算システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

(3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、障害の多様な特性に応じた適切な支援を行うため、相談支援専門員等の福祉人材の確保・人員基準の緩和及び報酬体系の見直し等を図るとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス等利用計画案の有無を支給決定要件から除外すること。

なお、特定相談支援事業者について、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

(4) 障害福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

また、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

(5) 障害児通所支援事業について、適正かつ質の高いサービスを提供するため、人材確保に必要な措置を講じるとともに、適切な報酬単価の設定と支援内容の適正化を図ること。

また、都市自治体の超過負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

(6) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(7) 人工内耳について、補装具として位置付ける等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じること。

(8) 社会福祉施設等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

(9) 既存住宅の障害者グループホームへの転用について、建築基準法の適用基準を緩和すること。

(10) 成年後見等実施機関に係る運営費等について、十分な財政措置を講じること。

2. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度については、利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

さらに、NHK受信料減免制度について、障害者及び都市自治体の負担が軽減されるよう、手続きの改善を図ること。

3. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

4. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。



また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。  
さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。

5. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、事業者の取組みが一層推進されるよう必要な措置を講じること。

また、都市自治体が行う事業者に対する支援策について、財政措置を講じること。

6. 障害者の就労支援及び経済的な自立について

(1) 就労支援サービスを効果的に提供するため、就労支援員を育成する仕組みを構築すること。

(2) 障害者を受け入れる企業について、障害に対する理解や合理的配慮を学ぶ研修機会の充実、ジョブコーチの設置等に対する支援の拡充を図ること。

(3) 障害者の経済的な自立を促進するため、付加価値の高い商品開発など、障害福祉事業者と企業等が連携して障害者の所得向上を図るための支援策を講じること。

7. 重度障害者等の通勤に係る助成制度について、障害者個人にも対応可能な制度とすること。

8. 日常生活自立支援事業について、必要な財源を確保するとともに、地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。

10. 精神障害者相談員制度を法定化すること。

11. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、都市自治体が単独で確保し続けることは財政負担が過重であること等を勘案し、広域での整備を可能とするなど、適切な措置を講じること。

12. 被災した社会福祉施設等に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金について、早期の復旧を図る観点から、補助対象外とされている設備等についても、国庫補助の対象とすること。
13. 精神科病院長期入院者の権利擁護を図り、円滑な地域移行・定着を推進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するとともに、精神保健福祉士等の人材確保のための十分な財政措置を講じること。
14. 障害福祉サービス事業者等の不正防止のため、有効かつ適正に機能する制度を構築すること。
15. 障害者手帳や自立支援医療受給者の支給認定等に関する申請手続き等について、障害者への合理的配慮の観点から、デジタル化を推進すること。  
また、必要となる費用について、十分な財政措置を講じること。

## 地域医療の確保に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師等の確保及び偏在対策について

(1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

(3) 産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 地域における医師の絶対数を増やすため、地方における医学部入学定員及び地元出身者枠を含む地域枠定員の増員等を図るとともに、地域枠制度が十分機能するよう実効ある対策を講じること。

また、若手医師育成のため、専門指導医の確保策を講じること。

(5) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療を維持・確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に資するものとなるよう充実した臨床研修体制の整備を行うとともに、当該制度の見直しを図ること。

また、臨床研修における地域医療の研修期間を延長するとともに、地域医療に貢献する医師を確保できるよう医学教育体制についても見直しを図ること。

(6) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格

取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

- (7) 地域における医師の不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する実効ある対策を講じること。
- (8) 医師偏在指標については、地域の医師不足の実情を適切に反映する算定方法によって算出すること。

## 2. 医師偏在対策、医師の働き方改革、地域医療構想等について

- (1) 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、十分な支援策を講じること。

また、国からの情報発信については、国民の不安や誤解を招かないよう十分に説明すること。

- (2) 地域医療構想に係る地方の取組について、それぞれの地域特性や実情に配慮した助言を行うこと。

また、公立病院等のダウンサイジングや機能分化・連携、集約化を含む再編統合等に取り組む場合、財政措置を拡充するなど、円滑に実施できるよう必要な支援措置を講じること。

## 3. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

特に、自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対する安定した財政措置、病院事業債の地方交付税算定単価の実勢価格に応じた見直し、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置等、十分な措置を講じること。

- (2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

また、地域医療体制維持のため、公立病院と同等の役割を担っている公的病院に対し、公立病院と同等の財政支援を講じること。

- (4) 新公立病院改革ガイドラインに基づく取組の推進に当たっては、地域医療の確保に支障が生じることのないよう、診療報酬改定や医師確保等の対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、新公立病院改革プランを踏まえて実施する公立病院の再編・ネットワーク化に関する財政措置を延長・拡充すること。

- (5) 病院の再編統合によって不採算地区病院の対象要件から外れる公立病院について、再編統合前と同等の財政措置または激変緩和のための経過措置等を講じること。
- (6) 国立病院機構が所管する病院について、地域の医療提供体制において、当該病院が災害医療等の政策医療を担っている役割を勘案し、地元の意見を十分に踏まえ、存続できるよう国が主体的に指導すること。

#### 4. 救急医療及び周産期医療体制等に係る支援

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- (2) 採算性等により民間医療機関が開設されていない地域においても等しく医療サービスが提供されるよう、高度医療機器の整備等に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた巡回診療ができるよう必要な措置を講じること。
- (3) 夜間及び休日における適正受診について、更なる啓発を図ること。
- (4) 災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- (5) 病院救急車を有効活用するため、病院救急車による患者搬送を診療報酬の対象にすること。

#### 5. がん対策について

- (1) がんの早期発見に向け、受診率の向上策を強化するとともに、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるなど、がん対策の一層の充実を図ること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。  
また、助成対象者の拡大を図るとともに、毎年度の助成内容を早期に明示すること。
- (3) 在住外国人のがん検診について、通訳やパンフレットの翻訳など、在住外国人が受診しやすい環境の整備に係る財政支援を講じること。
- (4) 職場等におけるがん検診の受診歴を自治体が把握できる仕組みを構築すること。
- (5) がん患者・経験者に対するアピアランスケアを充実するため、医療ウィッグ等の購入費に対する支援措置を講じること。

## 6. 感染症対策について

- (1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。  
また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。
- (2) 任意予防接種に対する公費助成制度を創設すること。
- (3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等助成制度を確立すること。
- (4) ワクチンの安定供給対策を講じること。  
また、住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。  
さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。
- (5) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を拡充するとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。
- (6) 風しんに関する追加的対策については、実施主体となる都市自治体が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、財源の確保等について特段の配慮を行うこと。
- (7) 季節性インフルエンザの定期接種について、対象者を乳幼児及び小・中

学生にも拡大し、発病及び重症化の予防効果の高い適切な時期に接種できるように、必要な措置を講じること。

- (8) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策の実効性を確保するため、国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民や市町村に対する的確な広報・啓発等を実施すること。

- (9) 結核対策特別促進事業について、補助申請額全額を確保すること。

- (10) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (11) 子宮頸がん予防ワクチンについて、適切な情報提供を行うとともに、疫学的知見に基づくワクチンの安全性を確保し、安心して接種が受けられる実施体制を早期に整備すること。

また、接種後の健康被害については、救済措置の申請手続きを簡素化し、誠実かつ早期に救済されるよう、必要な措置を講じること。

7. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所等の施設整備や安定的な運営が維持できるよう財政措置を講じること。

さらに、かかりつけ医が本来の機能を果たすために、その定義・機能について患者等に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

8. 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、交付対象を拡大すること。また、都市自治体が事業を円滑に実施できるよう、弾力的な活用を図ること。

9. 不妊症・不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

また、特定不妊治療費助成事業について、対象範囲の拡大や補助額の引上げなど、支援措置を拡大すること。

10. 子どもの虫歯予防に有効な集団フッ化物洗口を推進するため、歯科疾患予

防・食育推進等口腔機能維持向上事業について、すべての都市自治体に対象を拡大し、財政措置を講じること。

11. 健康寿命の定義と算定方法を統一すること。

12. 骨髄移植を円滑に推進するため、骨髄ドナー登録者の拡大を図るとともに、骨髄ドナーの休業に対する支援制度創設等の社会環境を整備すること。

13. 小児慢性特定疾病に該当しない慢性的な疾病により長期の治療が必要な低所得世帯の児童を対象として、医療費の負担軽減措置を講じること。

14. 都市自治体における保健師確保のため、大学や保健師養成所等に対し、自治体への就業を促す広報等の働きかけを行うこと。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度創設を図ること。

15. 東日本大震災関係

東北メディカル・メガバンク機構は、被災地域において、医療機関への医師派遣や健康調査を実施するなど、被災地の医療支援について重要な役割を担っていることから、令和3年度以降も同機構に対して、特段の支援措置を講じること。

16. 新型コロナウイルス感染症関係

(1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図ることができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

(2) マスク、アルコール消毒液等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場等のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し、都市自治体に供給すること。



また、都市自治体の必要物資調達等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

(3) 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

1) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

また、PCR検査の充実をはじめ患者の受入れ先確保など十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや臨床検査技師・看護師派遣などの医療人材の確保について、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

2) 医療機関において、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加に対応するため、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額を図るなど、十分な財政措置を講じること。

また、病棟の一部の病床を感染患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用としており、一般患者の受入れ体制の縮小、風評被害や空床が生じること等による減収のため、病院経営が切迫した状況にあることから、十分な財政措置を講じること。

3) 重症・中等症の患者の診療はもとより、軽症患者の入院受入れや帰国者・接触外来等の運営等に対する診療報酬を更に引き上げること。

4) 受診抑制による外来患者数の減少・手術の延期等によって、公立病院の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

5) 簡易検査キットや治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安の解消に努めるとともに、第2波、第3波に備え、安心・安全な医療体制を構築すること。

6) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように必要な対策を講じること。

(4) 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

## 国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能で安心できる年金制度の構築を図ること。
2. 保険料の二重負担の防止や年金加入期間の通算を図るため、諸外国との社会保障協定の締結を推進すること。
3. 定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
4. 国民年金事務について
  - (1) 国民年金第2号被保険者の資格の喪失等による第1号被保険者の資格取得について、職権適用を可能にするなど、被保険者の届出を簡素化すること。
  - (2) 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。
  - (3) 国民年金事務に要した経費の全額を交付すること。

## 水道事業・生活衛生に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るとともに、地域社会における生活衛生を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 水道施設の強靱化、老朽化対策等について

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、浸水災害対策、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

(3) 国道整備等に伴い移設が必要となる水道管の移設経費について、公共補償基準の運用申合せに規定されている耐用年数に基づき、対象となる送水管及び配水管の残存価値分の負担策を講じること。

### 2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

### 3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

### 4. 工業用水道事業費補助金について、地域特性や実情を考慮し、複数年での採択に見直すなど、十分な財政措置を講じること。

### 5. 水道未普及地域の簡易給水施設整備に対する財政支援制度を創設すること。

6. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。  
特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。
7. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。
8. 火葬場の整備等に対し、財政措置を講じること。
9. 散骨について、市民感情や公衆衛生の観点等に十分配慮したガイドラインを定めること。

# 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) 地方の中小企業の働き方改革について、周知・広報・相談対応を強化するとともに、長時間労働やハラスメント等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

また、企業の生産性向上策及び賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

さらに、テレワークや時差出勤等の柔軟な働き方を一層推進し、従業員が休暇を取得しやすくなる環境整備に取り組む企業に対する支援措置を拡充すること。

## 2. 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

## 3. 女性の雇用対策を充実すること。

4. 性別に関わりなく育児・介護・病気治療休業を取得しやすい環境を整備するとともに、取得により経済的不利益が生じることなく、キャリアを維持できるように、労働政策の抜本的な改革を進めること。

5. 外国人労働者が賃金の高い都市部に集中することがないように必要な措置を講じること。

また、外国人材の就労環境について、国において適正な体制整備を図るとともに、中小企業等及び都市自治体が行う外国人材の受入れ体制整備等に対する財政措置や総合的な支援策を講じること。

さらに、外国人技能実習制度の移行対象職種・作業の更なる拡充を図ること。

6. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤廃し、設置の継続を可能にすること。

7. 地域若者サポートステーション事業について、委託期間を複数年とすること。また、都市自治体が民間団体と連携して実施する支援事業について、十分な財政措置を講じること。

8. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

9. 新型コロナウイルス感染症関係

(1) 雇用調整助成金について、一層の周知を図るとともに、窓口相談体制の強化と手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。

また、支給上限額及び助成率を更に引き上げ、生産指標要件等の支給要件や支給限度日数を更に緩和するとともに、支給対象事業所を拡大すること。

(2) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど支援措置を講じること。

(3) 小学校休業等対応支援金について、支給額の引上げや対象期間の拡大等、支援内容の更なる拡充を図ること。

## 学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小中学校の整備費について、都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。  
特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。
2. 自主財源に乏しく財政力指数の低い都市自治体が学校施設を計画的に整備するため、学校教育施設等整備事業債の充当率を引き上げるとともに、交付税措置を講じること。
3. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とすること。  
また、国有学校用地における公立学校の増改築に際して、増改築承諾料の徴収を廃止すること。  
さらに、国有学校用地において、民間事業者とのリース契約による校舎の増改築、仮設校舎の建設が可能となるよう制度を改正すること。
4. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
5. 現存する小中学校のごみ焼却炉について、早急に除去する必要があることから、所要の財政措置を講じること。
6. 社会教育施設や社会体育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。

7. 激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業へ公立社会教育施設災害復旧に係る事業の追加をすること。  
また、追加できない場合は、特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設を行うこと。その際、原形復旧のみではなく、改良復旧についても対象とすること。
8. 都市自治体が設置する陸上競技場について、地域における競技の実情に即した公認が行われるよう、必要な措置を講じること。
9. 高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。
10. スポーツ施設と他産業との融合施設の整備・運営について、財政措置の拡充を図ること。
11. 施設一体型の小中一貫校の整備に係る財政措置を拡充すること。
12. 廃校施設の利活用に係る維持管理費について財政措置を講じること。
13. 市立及び組合立の高等学校における施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。



# 文教関係施策の充実に関する提言

文教関係施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

## 2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準について一層の見直しを図るとともに、所要の税財源措置を講じること。

特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。

- (2) 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室（プレクラス）の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が急増している現状を踏まえ、早急に教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保等に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

特に、夜間中学校においては帰国・外国人生徒が大半を占めることから、日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員の加配措置を講じること。

- (3) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要

な支援策及び財政措置の拡充を図ること。

- (4) 各校の実情に応じて養護教諭の配置充実を図ること。
- (5) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (6) 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。
- (7) 社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域コーディネーターの配置を進めるとともに、地域と学校の連携・協働体制構築事業の拡充を図ること。
- (8) 幼稚園の学級編成の基準を引き下げること。
- (9) 教職員の不足に対応するため、教員免許を有する非常勤講師を配置できるよう、財政措置を講じること。
- (10) 人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発等を推進するため、加配教員の充実を図ること。

### 3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特別支援学級における児童生徒の定数の引下げとともに所要の財政措置を図ること。

また、児童生徒の障害に応じた就学を促進するため、障害種別による学級編制を積極的に進められるよう、所要の措置を講じること。

- (3) 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みの構築に向け、教職員定数の改善及び財政支援等の所要の措置の充実を図ること。
- (4) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。

- (5) 幼稚園において発達障害の症状の早期発見や発達障害の状況に応じた適切な支援を行うため、補助員等の配置等に係る財政措置の拡充を含む支援措置を講じること。
- (6) 就労している保護者の負担軽減を図るため、特別支援学校に通う児童生徒の早朝受入れに必要な人的措置を講じること。

#### 4. 子どもの就学支援について

- (1) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の更なる拡充を図ること。
- (2) 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点を踏まえ、財政措置を講じること。
- (3) 貧困状態にある子どもの教育機会を保障するため、扶養義務者間以外への教育資金贈与信託・公益信託制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。
- (4) 保護者の教育費負担軽減を図りつつ学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について財政措置を講じること。
- (5) 高等学校等就学支援金制度について、就学援助を拡充すること。

#### 5. 子どもの安全対策について

- (1) いじめ防止対策推進法等を踏まえた都市自治体の取組を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。  
また、学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の十分な支援策を講じること。
- (2) いじめや不登校等の問題の未然防止及び早期対応のため、すべての小中学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、必要な財政措置を講じること。  
また、教育支援センター（適応指導教室）の運営について、所要の財政措置を講じること。
- (3) 犯罪から子どもを守るための対策について、各省庁の取組を一層推進するとともに、地方自治体の取組に対する財政支援等を充実すること。  
また、通学時の安全対策をより強化するため、財政措置を講じること。

(4) 地域における子どもの見守り活動を推進するため、スクールガード・リーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。

## 6. 子どもの学校生活の充実について

(1) スクールバス等の購入・運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。

また、遠距離通学費補助制度における補助期間の延長または廃止、通学距離の基準の緩和等、制度の拡充を図ること。

(2) スポーツに親しむ多様なニーズに応える環境整備、指導員確保について、財政措置を講じること。

(3) 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。

(4) 小中学校における児童生徒の不登校に関する相談体制の構築に必要な支援を講じること。

## 7. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。

## 8. 教職員の負担軽減について

(1) 学校における働き方改革推進のため、教職員定数の見直し、業務量の緩和及び所要の財政措置を講じること。

(2) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置改善を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、共同学校事務室の備品等の整備について、所要の財政措置を講じること。

(3) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の補充について十分配慮すること。

(4) 部活動に係る専門的指導や教職員の負担軽減のため、指導体制の改善に必要な制度の見直し及び財政措置の拡充を図ること。

また、学校と地域のスポーツ団体が協働して部活動に取り組むための環

境整備に向けた制度を構築すること。

- (5) 教職員の負担軽減を図るため、学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理すること。
- (6) 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、財政措置の拡充を図ること。
- (7) 学校給食費の徴収・管理を公会計化するうえで必要なシステム導入に対し、十分な財政措置を講じること。

9. 小中一貫教育の取組を推進するため、教職員の定数措置や加配措置及び非常勤講師等の配置に対する財政措置を講じるとともに、導入に向けた取組についても、人的措置を含めた支援制度を確立すること。

#### 10. G I G Aスクール構想の実現について

##### (1) ネットワーク環境整備について

1) 公立小・中学校等のネットワーク環境整備については、多くの都市自治体において申請額と交付決定額が大きく乖離する状況が生じていることから、実態を精査のうえ、国の基準単価の見直しを行うこと。

また、補助要件の緩和及び手続の簡素化を図ること。

2) ネットワーク環境整備を計画的に行うことができるよう、予算の繰越等、柔軟な対応を認められたいこと。

3) インターネット回線の整備及び通信費に対する財政措置を講じること。

特に、既にLTE対応のタブレット端末を整備済みの場合や、校舎の建替え・統廃合が見込まれる場合、費用対効果の面から無線LAN方式による環境整備は困難であることから、LTE方式についても対象とすること。

また、回線事業者に対し、G I G Aスクール構想のための高速かつ割安なプラン等の提示及び工期の短縮について協力を要請すること。

4) 可動式の電源キャビネットの整備に関する財政措置を講じること。

また、電源キャビネット等の必要機材を期間内に調達できるよう、機器メーカー等の事業者に対し十分な数量の確保について協力を要請すること。

##### (2) 端末整備について

- 1) 公立小・中学校等の端末整備については、端末の保守、初期設定、予備端末に係る費用についても補助対象とされたいこと。これに伴い、端末購入等に係る上限 4.5 万円の補助単価を引き上げること。
  - 2) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に係る経費について財政支援を講じるとともに、国において無償の学習用ソフトウェアの充実を図ること。
  - 3) センターサーバー等の導入・増強・維持に関する財政支援を講じること。
  - 4) 安価で高性能な端末の提示について引き続きメーカーに協力を要請すること。
- (3) ICT 教育人材の配置の充実等について
- 1) ICT 支援員については、公立小・中学校等 4 校に 1 人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。また、地域によっては人材確保が困難であることから、国において ICT 関連事業者に協力を要請する等により人材を確保すること。
  - 2) ICT 活用教育アドバイザーについては、各都道府県に 1 人配置するとされているが、更なる増員を図ること。
  - 3) ICT 活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。
- (4) 国と地方の連携について
- 1) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体が G I G A スクール構想を実現するために必要な情報を引き続き迅速かつ適切に提供すること。
  - 2) G I G A スクール構想の実現のためには、地域の実情に応じた支援制度を構築する必要があることから、国・都道府県・市町村が緊密に意見交換できる体制を構築すること。
- (5) ICT 環境の維持・改善等に係る財政措置について
- 児童生徒 1 人 1 台端末及びネットワーク環境の整備後における学校の ICT 環境の維持・改善に必要な経費については、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。
- 特に、端末については、紙の教科書と同一の内容である学習者用デジタル教科書と一体となるものであり、現在、全額国費で負担している紙の教科書

と同様、全額国費負担とされたいこと。

#### 11. スポーツの推進について

- (1) 地域におけるスポーツ振興のため、財政支援措置を拡充すること。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について制度の拡充を図ること。  
また、確実な給付のため、十分な財政措置を講じること。

#### 12. 文化財の保存等について

- (1) 地方において優れた文化、芸術に触れる機会を創出するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 国は、文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組を推進するとともに、地域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。  
また、都市自治体が行う文化財保護・保存措置の経費に対する財政措置を講じること。
- (3) 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。  
また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。
- (4) 大型開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を経常的に実施するため、埋蔵文化財専門調査員の確保に必要な措置を講じること。

#### 13. 東日本大震災関係について

- (1) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。
- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和元年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災地の自立・振興に向け、被災地への教育・研究機関の誘致について特段の措置を講じること。

#### 14. 新型コロナウイルス感染症関係

- (1) 児童生徒の学びを保障するため、都市自治体が行うオンライン学習等による家庭学習や分散登校等の取組に対して、十分な人的・財政的支援を講じること。
- (2) 小中学校等の休業による児童生徒の学力低下防止や心のケアに対応する専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 小・中学校の修学旅行の実施の可否に関するガイドラインを示すこと。  
ガイドラインに基づき修学旅行を延期・中止することとした場合には、国は適切な財政措置を講じること。  
また、課外活動の延期・中止により生じた費用についても、十分な財政措置を講じること。



# 東京オリンピック・パラリンピックに関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 大会延期に伴う対応について

- (1) 大会開催及び大会中の安全、安心の確保を確実なものとするため、感染症対策に万全を期すること。
- (2) 開催準備のために雇用した職員に係る人件費など追加で発生する費用について、十分な財政措置を講じること。

## 2. 開催に向けた施設整備等について

- (1) 大会の開催効果を波及させるため、スポーツ・文化施設等の整備等について、財政支援の拡充を図ること。
- (2) ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点について、総合的な支援を充実すること。  
また、大会終了後においても継続して支援を実施すること。

## 3. ホストタウンの推進について

大会終了後においても継続してホストタウンの取組を行えるよう、引き続き財政措置を講じること。

## まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

特に、都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

2. 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化等の都市再生関連施策については、財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

3. 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

4. 連続立体交差事業及び関連事業については、地域の実情を踏まえ採択基準を緩和するなど財政措置を拡充すること。

5. 都市自治体や民間が行う市街地再開発事業については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じること。

6. 地域の活性化及び持続的な発展を図るため、地域の特性に即した取組や広域プロジェクトを推進すること。

7. 有用鉱物や地下水等の地下資源の採取を目的とした、外国人等による土地取得が増加傾向にあることから、売買の実態や土地所有者の所在地を的確に把握する仕組みを構築すること。

8. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。  
また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、都市自治体が良質な建設発生土を確保できるよう適切な措置を講じること。
9. 法定外公共物の維持管理費に係る財政措置を講じること。
10. 東日本大震災関係  
防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、復興・創生期間後においても適切な財政措置を講じること。

## 公共事業に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を安定的に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。  
また、重点配分対象事業については、都市自治体の実情に即したものとすること。  
さらに、両交付金制度については、都市自治体の意見を十分に踏まえ、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。  
特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、令和4年度以降も期限を延長すること。
4. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ、収用適格事業における施設設置者の追加及び農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を充実すること。
5. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。
6. 大規模自然災害の被災地における公共施設の復旧・復興については、十分

な財政措置を講じるとともに、原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えた防災・減災対策及び老朽化対策を講じること。

#### 7. 新型コロナウイルス感染症対策関係

公共事業の工期の延長等が生じた場合、国は、必要な財政措置を講じること。

## 都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園等の整備を促進するとともに、老朽化対策に係る財政措置を充実すること。

また、都市公園事業等の採択要件を緩和すること。

さらに、令和3年度以降についても都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のバリアフリー化に対する補助制度を継続すること。

2. 緑地保全等のための支援制度の充実

(1) 都市自治体による緑地の用地取得、保全及び整備に係る財政措置を充実するとともに、地域の実情に応じた事業が適切に行えるよう支援すること。

(2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度など、土地所有者の負担軽減制度を見直すとともに、減税分の補填を着実に実施すること。

## 治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 台風・豪雨等の気象災害対策の推進

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく河川合流部等の堤防強化策や堤防かさ上げ等に係る取組を加速化・深化させるとともに、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、都市自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、排水機場や排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。

(3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進に係る十分な支援措置を講じること。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

(5) 土砂災害法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了するとともに、都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る支援を充実すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転等に係る支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

(6) 民間事業者による水防活動の円滑化に資するため、民間施設への雨水貯留施設の設置に係る税制優遇措置の拡充など事業者に対する支援を拡充すること。

(7) 水防活動における水防団員等の安全確保のため、出水時の退避基準を早期に策定すること。

## 2. ダム整備等に関する支援

- (1) 建設計画のあるダムを早期に完成させるとともに、ダム再生や堆砂対策等により、治水機能を強化すること。
- (2) 特定多目的ダムの整備に係る利水者負担金を軽減するとともに、完成後に要する維持管理費及び国有資産等所在市町村交付金の納付金が、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合に過剰な負担増とならないよう必要な措置を講じること。

## 3. 河川等の水質改善及び自然環境の保全・再生を図るとともに、水辺環境への交流拠点整備、沿川地域間の交流など、河川空間の親水性・利便性向上に資する事業を推進すること。

## 4. 都道府県の収入となっている流水占用料等については、河川流域の都市自治体が置かれている状況を踏まえ、法改正により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

## 5. 大規模自然災害の被災地における復旧・復興

- (1) 大規模自然災害の被災地における河川管理施設等の災害復旧を推進するとともに、被災自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、大規模な災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施すること。

- (2) 近年の豪雨災害を踏まえ、住民の自主的な避難行動につながるよう危機管理型水位計や河川監視カメラを増設するとともに、ダムの放流に伴う下流河川の水位上昇に関する情報の提供や都道府県管理区間も含めた水害リスクラインの整備など、河川情報の提供体制を拡充すること。

また、都市自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど、新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

- (3) 大規模自然災害の被災地においては、公共土木施設災害復旧事業の採択要件に該当せず復旧作業に支障を来している事象が見受けられることから、災害時における住民の安心・安全の確保は行政の責務であることを十分踏



まえ、同事業の採択に当たっては柔軟かつ弾力的に行うこと。

- (4) 大規模自然災害の被災地における宅地内の堆積土砂等の撤去に係る財政措置を拡充するとともに、被災者負担額を軽減すること。

## 6. 東日本大震災関係

被災地において統一して遠隔自動化した水門や陸閘等の維持管理に係る財政措置を講じること。

# 下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 下水道の整備等の推進

(1) 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、汚水処理の早期概成を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、下水道は大量のストックを有し、今後下水道管の損傷や接続不良による浸入水の流入等により施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じること。

(2) 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営の効率化を図るため、施設の縮小、廃止、集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。

(3) 下水道事業経営の健全化を図るため、高資本費対策に係る地方財政措置等を拡充すること。

また、公的資金に係る補償金免除繰上償還制度については、適用要件の緩和を図ったうえで再実施すること。

(4) 市町村合併に伴い流域下水道から移管された公共下水道事業については、移管後も健全かつ持続的に運用できるよう支援措置を講じること。

(5) PPP／PFI等による民間活力を導入した下水道事業が円滑に実施できるよう支援措置を拡充すること。

2. 末端管渠の整備については、社会資本整備総合交付金の対象とするなど財政措置を講じること。

## 3. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設の改修・更新及び溢水対策等に係る十分な財政措置を講じること。

## 道路整備財源の確保等に関する提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 道路ネットワーク構築のための財源確保等

- (1) ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

また、その整備に当たっては、国土強靱化の観点から、道路橋等の耐震補強など防災・減災対策を推進すること。

- (2) 新たな広域道路交通ビジョン・計画の策定に当たっては、地域の特性が十分に反映されるよう配慮すること。

特に、重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

- (3) 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化すること。

- (4) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

#### 4. 安全で快適な通行空間の確保等

(1) 安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化、踏切道等における歩行者安全対策及び自転車通行空間整備を推進すること。

また、地域と一体となって賑わいを創出する道路空間の整備に向けた取組を推進すること。

(2) 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力的に推進すること。

(3) 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、国道における歩道上などの自転車等駐車施設の整備を促進すること。

#### 5. 地域活性化に資する道の駅の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、防災拠点としてその機能を強化するため、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

また、防災道の駅については、現在建設中の道の駅も認定の対象とするとともに、整備に係る財政措置を講じること。

#### 6. 都市部及び都市部周辺の主要幹線道路等における渋滞の解消に資する対策を講じること。

#### 7. 狭あい道路整備等促進事業を恒久化するとともに、適切な財政措置を講じること。

#### 8. 東日本大震災関係

被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。

## 雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る財政措置を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金においても適切な財政措置を講じること。

また、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

2. 大雪時には、応急救助や災害復旧が円滑に進むよう災害救助法や激甚災害指定を弾力的に運用するほか、以下の措置を講じること。

- (1) 大雪時の交通ネットワークを確保するため、道路管理者・公共交通事業者等の垣根を越えた除雪応援体制の構築や情報共有など、事業者間の連携強化に向けた取組を推進すること。

また、雪寒地帯の地域特性にかんがみ、物流ネットワークや地域のライフライン・災害時の代替性確保のため、計画的かつ着実な道路整備を促進すること。

さらに、大雪時には都市自治体の財政負担が増大しないよう市町村道除雪費補助の臨時特例措置など適切な追加措置を講じること。

- (2) 大雪により被災した農業者が早期に経営再開できるよう農業ハウスなど農業施設等の復旧支援を積極的に行うこと。

3. 雪寒地帯においては、積雪や低温などにより、冬期の施工期間に制約があることから、社会資本整備総合交付金事業の実施に当たっては、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう制度を見直すこと。

4. 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

また、雪に強い居住環境を創出するため、克雪住宅の普及促進に努めること。

5. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除排雪に対する支援策を講じること。

## 住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

また、空き家の所有者等に対し、利活用・除却を促すための制度を拡充すること。

(2) 空き家の発生抑制に資する税制上の優遇措置や相続登記の義務化等を検討すること。

(3) 特定空家等の円滑な除却に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、様々な地域の特性に応じた取組事例や課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

3. マンションの管理適正化の推進

(1) マンションの老朽化等に対応するため、まずは所有者等の責任における自主管理を徹底させるとともに、分譲事業者や管理業者等が業界全体として管理適正化を促す仕組みを構築すること。

また、都市自治体が行うマンションの管理適正化の取組に係る支援措置を拡充すること。

(2) 「マンション管理適正化法」が改正された場合において、国が策定する基本方針については、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

4. 住宅市街地における居住環境の維持・再生や防災性・安全性の向上を図る

ため、住宅市街地総合整備事業に係る財政措置を拡充すること。

5. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、令和3年度以降も事業を継続させるとともに、財政措置を拡充すること。

6. 住宅新築資金等貸付助成事業については、償還業務完了まで必要な財政措置等を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等の取得を可能とすること。

7. 大規模自然災害の被災地における被災者の生活再建に向けた負担を軽減するため、被災住宅用地特例に係る適用期間を延長すること。



## 運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないように建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

(2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消等に資する支援を行うこと。

また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

### 2. リニア中央新幹線については、財政投融资による支援を行うとともに、沿線居住環境への影響を配慮しつつ早期開業に向け、関係機関等と一体となって積極的に取り組むこと。

また、沿線自治体が行う中間駅の周辺整備等を円滑に推進できるよう財政措置を拡充すること。

### 3. 国鉄の分割・民営化に際し、J R 北海道等は、営業損益で赤字が生じることが見込まれたことから、経営安定基金が設置され、その運用益をもって営業損失を補填することとされた。

しかし、同基金の運用益は当初の想定に比し大幅に減少し、J R 北海道等は大変厳しい経営状況に立ち至っている。

このため、安全投資等を十分に行うことができず、さらに、人口減少等により、利用客の減少に歯止めがかからないなど、その経営はますます厳しいものとなっている。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域

の経済活動の基盤となるJRの全国鉄道網を維持するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく支援の継続をはじめJR北海道等の経営再建を積極的に支援すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備に必要な財政措置を講じること。

5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

あわせて、自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。

6. 自転車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を補償する制度の必要性等について検討を行い、制度創設に向けた適切な措置を講じること。

7. 地方空港の機能を強化するため、就航便の確保や国際便の受入れ等を推進するとともに、航空機騒音対策を行うなど周辺住民に十分配慮し、空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進すること。

8. 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。

9. 放置船等の対策強化

(1) 関係省庁が連携し放置船等に対する監視・罰則を強化すること。

(2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や船舶売却の報告を義務付けるなど制度を強化するとともに、変更登録及び抹消登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うこと。

10. 水上オートバイの利用者へのマナー向上に向けた対策を講じること。

11. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設等の災害復旧対策、さらには復旧後の鉄道経営の安定化に向け、十分な財政措置を講じること。

12. 東日本大震災関係

被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図るとともに、線形改良等による高速化などの基盤強化に向けた取組を推進すること。

## 生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (2) 地域交通の確保に係る特別交付税措置を拡充するなど都市自治体を実施する交通施策に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化に係る財政措置を拡充すること。
- (4) 自動車運送事業等の運転者を確保するため、労働環境の改善や若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進すること。
- (5) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I C カードの普及等を図ること。

### 2. 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が実施する公共交通施策が推進されるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。

### 3. 離島航路等の維持に必要な支援

- (1) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (2) 離島航路におけるジェットフォイルの更新には膨大な建造費を要することから、新船の建造自体が消滅の危機に瀕している。

しかし、ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

### 4. L R Tをはじめ新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

5. 一般乗合旅客自動車運送事業等については、地域の実情に応じた円滑な運営が可能となるよう、道路運送法等の見直しを含め適切な支援措置を講じること。

6. 交通空白輸送及び福祉輸送を担う自家用有償運送事業者が持続的な運営ができるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。

また、許可・登録を要しない、いわゆる無償(ボランティア)輸送の円滑な事業推進に向け、実施の際の留意点等を周知するとともに、安全確保等の課題解決に取り組むこと。

7. 東日本大震災関係

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例については、令和3年度以降も継続すること。

8. 新型コロナウイルス感染症対策関係

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの地域公共交通機関については、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。

## 港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
2. 地震、津波、高潮、高波、暴風等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、将来にわたりその機能を発揮するため、予防保全への本格転換を促進し、適切に点検、維持管理・更新することができるよう必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。
4. 養浜事業等の海岸侵食対策事業を推進するため、必要な予算を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置及び技術的支援を講じること。
5. 国際コンテナ戦略港湾については、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上等による競争力強化を推進すること。  
また、国際バルク戦略港湾政策の推進に向けて、資源・エネルギー等の輸入拠点となる港湾の機能を強化すること。
6. 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、港湾を核とした観光振興に資する取組を推進すること。
7. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
8. 大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理することができるよう海面処分場を計画的に整備すること。

9. 循環型社会を支える物流体制を構築するため、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築を促進すること。

また、環境と共生した港湾を形成するため、海域環境の保全に資する取組を推進すること。

10. 洋上風力発電の建設及び維持管理の基地となる港湾の機能を強化すること。

11. 都市自治体の漂流・漂着・海底ごみ対策等に係る財政措置を充実するとともに、漂流ごみ等の実態を把握し、発生抑制対策を推進すること。

また、諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。

12. 東日本大震災関係

湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等については、必要な財政措置を講じたうえで早期復旧・復興を実現すること。

## 観光振興に関する提言

地域の観光産業を振興するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
2. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
3. すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。  
特に、観光施設等における多言語対応や無料W i - F i等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。  
また、訪日誘客支援空港の認定に伴う支援を継続するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
4. 民泊事業については、騒音など生活環境の悪化に対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。  
また、地方における住宅宿泊事業の届出の促進が図られるよう手続の簡素化や制度の周知など、必要な取組を行うこと。
5. 東日本大震災関係  
被災地の観光復興に資する施策を継続的に実施できるよう東北観光復興対策交付金の交付期間を延長すること。
6. 新型コロナウイルス感染症対策関係  
(1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。



(2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象に、Go Toキャンペーン事業を行うとしているが、実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、イベント開催等に係る支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

# 農業に関する提言

地方の重要産業である農業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. C S F（豚熱）及びA S F（アフリカ豚熱）対策の充実強化

- (1) 未だ終息に至らないC S Fの感染拡大を国家レベルの危機管理事案と受け止め、飼養衛生管理の強化等の農場を守る対策、野生いのしし対策、発生農家の経営再開と産地の再生支援など、総合的なC S F対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 中国や韓国をはじめとするアジアや欧州・ロシア等で感染が拡大しているA S Fについては、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化や畜産物を違法に持ち込んだ者の入国拒否を可能とする法改正を行うなど、水際対策を一層強化・徹底すること。

## 2. 貿易交渉に係る適切な対応

- (1) T P P 11 協定や日 E U ・ E P A、日米貿易協定の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、総合的なT P P等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大など、万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確実に確保すること。

- (2) 東アジア地域包括的経済連携（R C E P）などのE P A及びF T A交渉等に当たっては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

また、国民に対して迅速かつ丁寧な説明・情報発信を行うこと。

- (3) W T O 農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念のもと、食料輸出国と輸入国のバランスの取れた農産物貿易ルールの確立を目指すこと。

### 3. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。

また、地方と十分に協議したうえで、法制化すること。

(2) 米政策改革の推進に当たっては、将来にわたり米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など、必要な措置を講じること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、速やかに法制化したうえで、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、十分な予算を確保すること。

(4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算を確保するとともに、加入促進を図ること。

また、農業共済制度については、掛金の国庫負担割合を堅持すること。

(5) 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）に基づく財務会計制度の見直しに当たっては、土地改良区に複式簿記会計が円滑に導入されるよう支援措置を拡充すること。

### 4. 担い手対策等の推進

(1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を拡充すること。

(2) 農業次世代人材投資事業については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減など、事業の拡充や運用改善を図ったうえで、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう地方の実態に即した十分な予算を確保すること。

(3) 農業用機械・施設等の導入、整備、更新及び長寿命化に係る財政措置を拡充すること。

(4) 農地中間管理事業については、機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業等の関係予算の十分な確保、人・農地プランの実質化に係る支援措置の拡充など、施策を充実すること。

### 5. 農業農村整備事業等の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。

(2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点ため池の防災・減災対策や農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都市自治体が行う事務については、以下の措置を講じること。

1) 防災重点ため池の防災・減災対策については、ハザードマップの作成や耐震性調査等の定額助成の期間を延長するとともに、支援措置を拡充すること。

2) 都市自治体が施行する農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。

3) 都市自治体が農業用ため池の保全管理を適切かつ円滑に行えるよう研修の開催、アドバイザー派遣や相談体制の構築など、十分な支援措置を講じること。

4) 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されることがないように国費等の財政措置を講じること。

(3) 荒廃農地の発生防止や再生利用に係る財政措置を拡充すること。

6. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

## 7. 農山村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 中山間地域や「水源の里」(限界集落)をはじめとする農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域への財政措置を講じること。

(3) バイオマス利活用の推進に係る財政措置を拡充すること。

8. 都市自治体が主体となった農業・農村の持続的発展と地域の実情に応じた土地利用を実現するため、引き続き、農地制度改革に取り組むこと。

9. 鳥獣被害対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組ができるよう支援措置の拡充や事務の簡素化等の運用改善を図ったうえで、十分な予算を確保すること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成など、支援措置を拡充すること。

10. 農協改革については、法改正の趣旨である「農業所得の向上」を踏まえ、継続協議とされている案件についても十分な議論のもとに検討すること。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

(3) 畜産農家が単独で実施する堆肥舎などの家畜排せつ物処理施設の新設や改築等に係る財政措置を講じること。

また、家畜排せつ物処理施設の有効な構造や装置など、畜産環境対策に係る技術情報を提供すること。

12. 病虫害防除対策を推進するとともに、病虫害に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。
13. 農作業の省力化や低コスト化に向け、スマート農業等を活用し、生産技術の高度化を推進すること。
14. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及を引き続き可能とするとともに、種子が国外に流出することがないように万全の対策を講じること。
15. 園芸農業の生産基盤を強化するため、収益力強化に資する園芸施設の導入や燃油価格高騰対策等の支援を拡充すること。
16. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。
17. 農林漁業用燃油に係る税制特例措置の恒久化等、農林漁業者に対する負担軽減措置を拡充すること。
18. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう農地・農業用施設等の速やかな復旧支援や融資の円滑化など、積極的に支援すること。  
また、迅速で円滑な支援が行われるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、手続を簡素化すること。
19. 東日本大震災関係  
被災した農業集落排水施設の撤去費用等に係る財政措置を講じること。
20. 新型コロナウイルス感染症対策関係  
(1) 外食需要・インバウンド需要の減少等により、牛肉・牛乳・花きをはじめとする国産農林水産物の需要減退や価格下落等が顕著であることから、販売促進や需要喚起に係る支援、価格安定対策を拡充すること。

(2) 資金繰り対策の強化、労働力の確保、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供、需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業継続の確保など、農林漁業者等が安心して生産活動などを行うことができるよう万全の対策を講じること。

## 林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、都市自治体に対し十分な説明を行い、林業経営者に対しても周知を図ったうえで、以下の措置を講じること。

- (1) 都市自治体の事業実施体制を整備するため、林業部門担当職員の確保・育成に係る支援や林業技術者等の活用の充実など、万全の措置を講じること。
- (2) 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。
- (3) 施業の集約化が円滑に進むよう森林所有者及び境界の明確化に係る施策を強力に推進すること。
- (4) 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業を一層推進すること。
- (5) 森林経営管理制度を生かし、林業の成長産業化を進めるため、国産材の利用拡大を推進すること。

特に、CLTの普及、住宅における木材利用の促進及び公共施設をはじめとした非住宅建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。

また、新たな木材需要に対応するため、木材加工流通施設の整備など関連産業を支援すること。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充すること。

3. 木質バイオマスエネルギーの普及拡大に係る財政措置を充実すること。

4. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施すると



ともに、財政措置を拡充すること。

5. 病虫害等防除に係る対策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。

6. 花粉の少ない森林に転換するため、花粉発生源対策を推進すること。

7. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を強化すること。

# 水産業に関する提言

水産業の成長産業化と水産資源の保全・管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 水産政策の改革の着実な推進

(1) 新たな水産資源管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による資源管理を推進すること。

また、水産資源管理については、十分な周知期間を設けることはもとより、漁業者など関係者の意見を十分に踏まえ実施すること。

(2) 水産資源管理に伴い厳しい経営を強いられている漁業者に十分な支援策を講じること。

(3) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。

(4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。

## 2. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

(1) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援など、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。

## 3. 安全で良質な国産水産物が適正な価格で安定供給されるよう養殖漁業への支援を充実強化すること。

## 4. 高度衛生管理への対応及び長寿命化・防災減災事業を推進するため、水産基盤整備等への財政措置を拡充すること。

## 5. 気候変動等による水産資源の分布域の変化により、漁獲量が減少し、加工用原料の確保等が厳しい状況にある加工業者等への支援を充実強化するとと

もに、記録的不漁などの事態において、水産物産地市場における卸売機関の経営に対し、緊急的な支援措置を講じること。

また、環境変動に強い資源づくりに向けた増殖技術改善・資源管理への取組についても強力に推進すること。

6. ホタテ貝やカキ、ホヤなどの二枚貝等の貝毒に関する調査等の取組を推進すること。

7. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援等交付金を拡充すること。

8. 漁場機能の維持・回復に向けた海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充するとともに、漁具の適正な使用・管理等への取組を強化すること。

9. 低廉な定額料金による高速通信サービスの円滑な実施と海上ブロードバンドの普及に向けた施策を推進すること。

10. 津波注意報・警報発令時において、漁業関係者が迅速に避難行動をとることができるよう魚市場に上場、存置された魚介類の滅失、損傷等に係る支援措置を講じること。

11. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁具や漁港施設、共同利用施設などの復旧・復興対策に十分な財政措置を講じること。

12. 東日本大震災関係

水産加工業者の経営安定化を図るため、高度化スキームによる貸付制度については、返済猶予期間の延長等、事業所の実情に沿った支援策を講じること。

## 地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
  - (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
  - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。

また、資金調達の円滑化を図るため、セーフティネット保証制度については、保証5号の指定業種を拡大するとともに、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。
  - (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチングや税財政措置の拡充など幅広い支援を行うこと。
  - (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
  - (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等の創業予定者に対する支援策を拡充すること。
  - (6) 事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置を継続的に実施すること。
  - (7) 商店街の活性化に向け、アーケード等の共同施設の適正な管理及び商店街における起業等に対する支援を充実すること。

また、商店街の自立的な活動を促進するため、買い物弱者対策など必要な支援を講じること。

3. 離島を取り巻く環境は、著しい人口減少や高齢化の進展など、依然として厳しい状況にあることから、離島振興を推進すること。

4. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。

5. 軽油取引税に係る課税免除の特例措置を令和3年度以降も延長すること。

6. 大規模自然災害の被災地における中小企業・小規模事業者の事業継続に向けて、グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）の定額補助要件の緩和等を行うこと。

また、自衛水防に係る支援など、必要な措置を行うこと。

7. 東日本大震災関係

(1) グループ補助金については、仮復旧や段階的な復旧事業を補助対象とするなど、柔軟に活用できる制度とすること。

(2) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用など、地域産業の振興に係る支援措置を充実すること。

8. 新型コロナウイルス感染症対策関係

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じるとともに、各種支援策が円滑に進むよう相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

(1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保の特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長や保証料補助要件の緩和など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、事業者の資金繰り等に重大な支障が生じることのないよう担当人員の増員による審査期間の短縮や手続きの簡素化について引き続き適切に

行うこと。

さらに、イベントの自粛要請中とその後の一定期間における既往債務については、返済猶予や融資条件変更に係る手数料の無料化など、中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の運転資金の確保等を図ること。

- (2) 著しい経営困難に陥っている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等を支援する持続化給付金については、上限額の拡充や売上要件の緩和、手続きの簡素化を行うとともに、それらに必要な予算額を確保すること。

また、緊急事態宣言による休業要請により休業を余儀なくされた事業者に対して、十分な補償を講じること。

- (3) 経営がひっ迫している中小企業・小規模事業者等を支援する家賃支援給付金については、迅速に実施するとともに、都市自治体に新たな負担が生じない制度とすること。

また、光熱費や社会保険料などの家賃以外の事業用固定費についても負担軽減に係る制度を創設すること。

- (4) 都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

## エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. エネルギー基本計画において示された基本的な方針と政策対応を実現するため、早期に実効性ある施策を講じること。

2. 再生可能エネルギー等の活用に係る支援

(1) 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置を拡充するとともに、発電事業者の参入促進と開業後の安定的な事業運営に資するため、送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。

また、メタンハイドレートの開発・実用化を推進すること。

(2) 洋上風力発電設備の設置により、影響を受ける漁業に対する振興策などへの財政措置を講じること。

(3) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、支援策を講じること。

3. 太陽光発電設備廃棄対策等

(1) 太陽光発電設備の設置に当たっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。

また、発電設備設置に関する地域住民とのトラブルを防ぐため、地域住民への事前説明と当該都市自治体の設置に係る同意を義務付ける制度を併せて構築すること。

(2) 太陽光発電設備の撤去・廃棄に当たっては、発電事業者による廃棄費用の積立を担保する制度を構築するなど、発電事業終了後に設備廃棄が確実に行われる環境を整備すること。

(3) 大規模太陽光発電施設については、森林法による規制の強化、都市計画法及び森林法に基づく開発行為の対象とするなど、関連法令を整備するとともに、事業者の適正な管理を義務付けること。

また、財政措置を講じるなど、発電施設所在の都市自治体の負担軽減に資する施策を検討すること。

#### 4. 安定したエネルギー供給体制の構築

(1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

(2) 大規模自然災害に備え、災害発生時において、石油等の供給が遅延しないよう自家発電機を備えたサービスステーションの整備を推進するなど災害対応能力を強化すること。

5. 電源立地地域への支援については、電源立地地域対策交付金等の対象施設や地域を拡充するなど、周辺地域の雇用促進と産業振興に資する制度改善を行うこと。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、制度の恒久化に向けて、交付期間を令和3年度以降も延長するとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続の簡素化を図ること。

6. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、危険箇所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。

7. 再生可能エネルギーの地産地消の担い手として期待される自治体新電力が、十分な電源を確保し、安定的な事業運営ができるよう財政措置を含めた支援を行うこと。

#### 8. 東日本大震災関係

再生可能エネルギーの導入推進に向けて、送電網の増強を推進するととも



に、エネルギーの地産地消に取り組む都市自治体に必要な支援策を充実すること。

# 廃棄物・リサイクル対策の推進に関する提言

廃棄物・リサイクル対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

(1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など財政措置を拡充すること。

また、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど財政措置を拡充すること。

(3) 一般廃棄物処理事業債については、償還期間を更に延長すること。

## 2. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

## 3. 家電リサイクル制度の適切な見直し

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用については、拡

大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。

- (3) 義務外品の処理については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任とされているが、効果的に進めるためには関係者が連携・協力して取り組む必要があることを踏まえ、制度の前進・拡充に資する新たな方法を検討すること。
- (4) 制度の対象品目を拡大すること。

#### 4. 容器包装リサイクル制度の適切な見直し等

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。  
特に、都市自治体の収集運搬・選別保管に係る費用や負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再利用に資する取組を推進すること。
- (3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大すること。
- (4) 再商品化手法については、都市自治体が柔軟に選択できるよう制度を見直すこと。

#### 5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用を促進すること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体の連携を強化すること。

#### 6. マイクロプラスチックを含む海洋ごみについては、実態解明と発生抑制対策を講じること。

#### 7. リチウムイオン電池等処理困難物については、製品廃棄に係る注意喚起の明示等を事業者に促すとともに、事業者による自主回収ルートの整備など適正処理体制を構築すること。

#### 8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理困難物については、適正処理を推進するため、都市自治体における処理実態を調査すること。

また、対象品目の拡大や廃スプリングマットレスの事業者による自主回

収・リサイクルシステムの構築など必要な措置を講じること。

9. 焼却灰等のリサイクル処理費用については、十分な財政措置を講じること。

また、溶融スラグについては、更なる利用促進に向け、必要な措置を講じること。

10. 安定した古紙リサイクルシステムを維持するため、回収費用に係る財政措置など必要な支援策を講じること。

11. 太陽光発電設備については、適正処理が行われるようリサイクルシステムを構築すること。

12. PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、処理期間内で確実に処理を完了できるよう処理体制を充実するとともに、財政措置を講じること。

13. 都市自治体の処理負担を軽減するため、事業系廃棄物一般廃棄物及び産業廃棄物に係る区分の見直しを検討すること。

14. 産業廃棄物処理施設の設置については、地域住民への事前説明や地元自治体の同意を条件とするよう制度を改正すること。

15. 災害廃棄物処理対策の推進

（1）災害廃棄物処理を迅速かつ適切に実施できるよう広域処理等の支援体制を整備すること。

（2）災害等廃棄物処理事業については、平時における事前対策についても補助対象とするなど十分な財政措置を講じること。

（3）仮置場の整備及び復旧に係る費用については、十分な財政措置を講じること。

16. 東日本大震災関係

災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

## 生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地球温暖化対策の推進

- (1) 地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標を達成するため、具体的施策を示すとともに、都市自治体を実施する施策に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 電力の小売全面自由化に伴い、都市自治体が地域の温室効果ガス排出量の算出に必要な情報を把握できない状況にあることから、すべての小売電気事業者が同情報を開示するよう必要な措置を講じること。
- (3) 次世代自動車の技術開発や普及促進に係る支援措置を拡充するとともに、都市自治体が積極的に導入できるよう財政措置を拡充すること。

### 2. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。

また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。

### 3. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明やシミュレーションモデルの高度化、全国一律の注意喚起制度の整備、都市自治体と他国の友好都市等との連携・協力の取組に係る支援など、総合的かつ広域的な対策を講じること。

### 4. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援

- (1) 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
- (2) コミュニティ・プラントの基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。

### 5. 水環境の保全対策の推進

- (1) 水質浄化や湖辺環境の保全など、湖沼の水環境保全に係る施策を推進す

ること。

(2) 水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制や専用水道の設置者等に適正な負担を求めることができる仕組みの創設など、地下水利用に係る新たな施策を講じること。

6. 沿線住民の良好な生活環境を保全するため、新幹線鉄道の騒音・振動を低減するよう必要な措置を講じること。

7. 生態系等に係る被害を防止するため、外来種対策を強化すること。

8. 生物多様性地域戦略の策定に係る支援措置を拡充するとともに、各地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を総合的かつ広域的に支援すること。

9. 国立公園の特別地域において、景観や通行の支障となる雑木を適期に伐採できるよう木竹の伐採に係る許可基準の緩和など、必要な措置を講じること。

10. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。

## 地方消費者行政に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方消費者行政強化交付金を恒久化するとともに、対象事業の拡大など財政措置を拡充すること。  
また、同交付金の内示額を早期に決定すること。
2. 全国家計構造調査の実施に当たっては、都市自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
3. 都市自治体における公益通報体制のあり方を検討するに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。